

特定地域選択制募集定員について

猪名川町教育委員会教育振興課長

1. 特定地域選択制とは

猪名川中学校区に居住している翌年度中学校 1 年生として入学する予定の児童及びその保護者が、清陵中学校へ入学することを選択できる制度です。

2. 募集定員設定の経緯

令和 7 年度入学生までは定員を設けずに募集していました。

令和 8 年度、中学 1 年生から順次 35 人学級（1 クラスの最大人数が 35 人）導入される予定です。清陵中学校へここ数年と同程度の特定地域選択制による入学があった場合、4 クラスとなる可能性があります。しかし、清陵中学校の施設規模の面から普通級 3 クラス以内・特支学級 3 クラス以内、合計 12 学級が設置できる学級数の上限となっています。

（令和 7 年度生徒数：1 年生 114 人、2 年生 106 人、3 年生 102 人）

そこで、令和 8 年度入学生より定員を定めて募集することとなりました。

3. 令和 8 年度の募集定員

猪名川中学校区から清陵中学校へ進学できる新中学 1 年生 50 名

※特別支援学級へ入級予定者の定員は、上記とは別に

知的クラス 3 名・自閉情緒クラス 6 名

※令和 8 年度 清陵中学校区に居住している新中学 1 年生は 52 人です。

特別支援学級在籍者をのぞいて、合計 105 人を超えない人数となるよう定めています。

4. 申請に関する手続き

申請期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～11 月 7 日（金）（締切厳守）

申請方法：右の二次元コードからオンライン申請または、

町ホームページより申請書・誓約書をダウンロード

し、教育委員会へ提出

11 月下旬～：清陵中学校長と保護者・児童本人の

面談を行っていただきます。



なお、募集定員を超える募集があった場合は、中学校長との面談後、公開の抽選にて決定
します。抽選日程等の情報は町 HP・スクリーン等にてお知らせしてまいります。

特定地域選択制募集定員について Q&A

猪名川町教育委員会教育振興課長

Q1. 申請者が定員を超えた場合の流れを詳しく教えてください。

A1. ①申請者が定員を超えた場合でも、清陵中学校校長との面談は申請者全員に受けていただきます。

②全員の面談が終了後、公開の場にて抽選を行います。抽選で定員数を超えた方は補欠者として番号を登録します。

③1月末日までを目途に国・私立中学校の進学者等で辞退者が確定次第、順次ご連絡します。

抽選を実施するかどうか、する場合の実施日時等は随時ホームページ・スクリレにてお知らせしてまいります。

Q2. 申請をしたあとで、申請を取り下げたいときはどうしたらいいですか。

A2. ①申請期間中（11/7）までの場合は、お電話いただきましたらその連絡をもって取り下げます。

②申請期間終了後、清陵中学校校長との面談までの期間の場合、お電話いただきましたらその連絡をもって取り下げます。

③校長面談後、指定校変更決定通知書がお手元に届いてからの場合、就学先が決定している状態となりますので、まずはお電話ください。その後の手続方法をご案内いたします。

Q3. 国・私立学校への進学を考えています。しかし、受験がうまくいかなかった場合は特定地域選択制で清陵中学校へ進学したい場合はどうしたら良いですか。

A3. 特定地域選択制申請期間内に申請いただき、清陵中学校との面談を受けてください。その面談の際に私立中学校への進学の可能性のある旨お伝えください。また、私立学校への進学が確定しましたら早急にご連絡いただけますようお願いいたします。

※抽選が発生していた場合、清陵中学校への進学辞退者があり次第補欠の方へ連絡します。

Q4. 申請期間が過ぎてから子どもがやっぱり清陵中学校へ行きたいと言いました。どうしたら良いですか。

A4. 大変申し訳ありませんが、申請期間締切日（11/7（金））以降の申請はお受付できません。進学について迷われる場合は、早めに小学校の先生にご相談いただき、中学校の見学会等を活用して申請期間までにお答えを出していただけますようご協力のほどお願いいたします。